

暫定税率等の適用期限の検討

令和7年11月26日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1	暫定税率の適用期限の検討
---	--------------

I. 経 緯

基本税率が、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であるのに対して、暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性・合理性については、常に見直していくものとされている。こうした観点から、暫定税率の適用期間を1年とし、毎年度の関税改正において適用期限の延長・見直しを行ってきたところである。

現在、令和8年3月31日に適用期限が到来する、これら412品目に係る暫定税率について、その後の取扱いを検討する必要がある。

II. 検 討

適用期限の到来する暫定税率に関する検討に際しては、下記の点に留意する必要がある。

(1) 延長の適否

イ. 生産者及び消費者等の間の利益調整に及ぼす影響について

関税率には、産業保護を求める国内の生産者と安価な輸入品の供給を求める消費者・需要者の間の利益調整を考慮して設定される面があり、暫定税率によって基本税率等の水準を下回る関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関税率が引き上がることから、生産者及び消費者等に影響が生じる可能性がある。

たとえば、ウルグアイ・ラウンド合意以前に関税割当制度を導入した品目については、一定の輸入数量を超える輸入に対して基本税率等を適用し国内生産者の保護に必要な水準を維持する一方で、一定の輸入数量までは基本税率等を下回る水準の暫定税率を適用し消費者等への安価な輸入品の供給を確保しており、仮に暫定税率を廃止する場合、生産者及び消費者等の間の利益調整に影響を及ぼすこととなる。

ロ．国際交渉との関係について

ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税割当品目及び国家貿易品目については、一定の輸入数量まで無税又は低税率での市場アクセス機会を提供するとの国際約束を踏まえて、暫定税率を設定している。

こうした品目について、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（EPA）等に係る交渉の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

ハ．調整金等との関係について

関税と調整金等を合わせた水準を一体的なものとして国際的に譲許している品目については、国内の生産者支援に係る財源である調整金等を徴収するため、暫定税率によってWTO協定税率を下回る水準の関税率を設定しており、国内生産の状況等を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる。

ニ．関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響について

ウルグアイ・ラウンド合意等における関係国との協議結果に基づき、暫定税率によってWTO協定税率等を下回る水準の関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関係国と改めて協議する必要がある。

ホ．産業政策上の必要性、国際市況について

産業政策上の要請や豊凶を受けた価格変動等に対応するために暫定税率が設定されている品目については、その時々的情勢や国際市況を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

（２）適用期限の設定、暫定税率の廃止及び基本税率への移行の適否

暫定税率の適用期限を延長する場合、また、長年にわたって暫定税率が設定され、それが結果として定着している状況に鑑み、暫定税率の廃止及び基

本税率への移行を検討する場合には、従来、その時々国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて常に見直しを行うべきとの理由から、適用期間を1年として暫定税率を設定してきている。

たとえば、関税割当制度は、無税又は低税率が適用される輸入数量を限定する国境措置であることから、過去の関税・外国為替等審議会等において、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害が生じないように常に見直しを行い、一般の税率形態への移行の可能性を検討すべきと位置付けられており、同制度の対象品目について、これまで適用期間を1年として暫定税率を設定してきている。

Ⅲ. 個別品目について

暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要かつ合理的と認められるものに限り、適用期限の延長措置を講じることとしているところ、個別品目の検討状況は以下の通りである。

1. 牛 肉

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ. 概要

我が国においては、経済成長及び食生活の欧米化に伴い、動物性タンパク質摂取量が増加傾向で推移してきており、令和5年度において牛肉の消費量は一人当たり6.1kg/年となっている。また、輸入品は、生鮮・冷蔵が約4割、冷凍が約6割で、用途は主に外食や中食向けとなっている。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数：6品目

関税率：

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	50%	38.5%	50%

ハ. 輸入額、主な輸入相手国(令和6年度)

輸入額：4,678億円

主な輸入相手国：豪州、米国、ニュージーランド

ニ．関税減収額¹

6 億円

(2) 検討

イ．国内産業保護との関係について

肉用牛の飼養頭数は、九州地方が全体の 4 割以上であり、続けて北海道、東北地方が多い。南九州には稲作に不向きなシラス台地が広く分布しており、肉用牛の飼料にも利用可能なさつまいもやとうもろこしが栽培されてきたこと、温暖な気候と豊かな水源を有していること等から、九州地方は歴史的に肉用牛の肥育が盛んである。生産者において生産コストの削減や高付加価値化等に要する施設整備及び機械導入を通じて 1 戸あたりの飼養規模拡大に取り組んでいるものの、我が国は、土地利用面で制約が大きく、主要な牛肉輸出国である米国、豪州、南米と比べて生産条件に著しい不利がある。特にホルスタイン種等の乳用種の国産牛肉は、品質及び価格ともに輸入牛肉と競合関係にある。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

国産牛肉の安定供給を確保するとともに、輸入牛肉を消費者に対して安価に供給する必要がある。

(参考 1) 国内生産量 (牛肉) : 35.3 万トン (令和 6 年度)

輸入量 (牛肉) : 50.6 万トン (令和 6 年度)

※出所 令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票 (農林水産省)

ハ．国際交渉との関係について

牛肉については、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との交渉の結果、WTO 協定税率よりも低い関税水準に暫定税率によって引き下げるとともに、関税の緊急措置が導入された (各種 E P A 等の締結に伴い、緊急措置の適用対象がほぼなくなったことから、現在は措置されていない)。本品目は、現在協議中の WTO ドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、

¹ 令和 6 年度の輸入額又は輸入量につき、仮に WTO 協定税率や E P A 税率等が適用された場合の関税収入額と暫定税率が適用された関税収入額の差額を機械的に算出したもの。暫定税率以外の税率が適用されることとなった場合の輸入数量及び金額の変動は考慮していない。以下同じ。

暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

(3) 改正の方向性

牛肉については、国産品の安定供給を確保するため、生産者を保護するとともに、輸入牛肉を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との交渉による合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率の期限を1年延長することが適当ではないか。

2. 豚 肉

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ. 概要

我が国においては、経済成長及び食生活の欧米化に伴い、動物性タンパク質摂取量が増加傾向で推移してきており、令和5年度において豚肉の消費量は一人当たり13.1kg/年となっている。また、輸入品は、生鮮・冷蔵が4割弱、冷凍が6割強で、生鮮・冷蔵は主に精肉、冷凍は主に加工食品や外食向けに使用されている。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数：41品目

関税率：（例：豚肉（冷凍・その他・部分肉））

（課税価格が64.53円/kg以下のもの）（0203.29-023）

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	5%	482円/kg	482円/kg

（課税価格が64.53円/kgを超え、524円/kg以下のもの）（0203.29-024, -025）

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	5%	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格（546.53円）と課税価格との差額	482円/kg

(課税価格が 524 円/kg を超えるもの) (0203. 29-022))

	基本税率	暫定税率	W T O 協定税率
税率	5%	4. 3%	4. 3%

ハ．輸入額、主な輸入相手国(令和 6 年度)

輸入額：6, 710 億円

主な輸入相手国：カナダ、米国、スペイン

ニ．関税減収額

0. 3 億円

(2) 検討

イ．国内産業保護との関係について

豚肉の主産地は、南九州、関東や北海道である。生産者において衛生管理の改善や飼養管理技術の向上等により生産性の向上に向けた取組みを行っているものの、国内で飼養されている豚のほとんどが外国由来の原種やそれらを交配したものであるため、国産品と輸入品の間で品質面での差別化が図りにくく、品質及び価格ともに輸入豚肉と厳しい競合関係にある。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

国産豚肉の安定供給を確保するとともに、輸入豚肉を消費者に対して安価に供給する必要がある。

(参考 1) 国内生産量 (豚肉)：90. 9 万トン (令和 6 年度)

輸入量 (豚肉)：98. 4 万トン (令和 6 年度)

※出所 令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票 (農林水産省)

ハ．国際交渉との関係について

豚肉については、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との交渉の結果、W T O 協定税率よりも低い関税水準に暫定税率によって引き下げるとともに、関税の緊急措置が導入された (各種 E P A 等の締結に伴い、適用対象がほぼなくなったことから、現在は措置されていない)。本品目は、現在協議中の W T O ドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

(3) 改正の方向性

豚肉については、国産豚肉の安定供給を確保するため、生産者を保護するとともに、輸入豚肉を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との交渉による合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率の期限を1年延長することが適当ではないか。

3. 水産物

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ. 概要

あかいか等（冷凍）、たら・すけそうだらのすり身（冷凍）、たらの卵（冷凍）及びさば（冷凍）が暫定税率の対象となっている。

あかいか等（冷凍）は、刺身、さきいかやくん製に使用される。また、たらのすり身（冷凍）は、すけそうだらやまだら等の採肉を水にさらし、裏ごしした後に変性防止剤として糖類などを添加し凍結したもので、主にかまぼこなどのねり製品の原料として使用される。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数：6品目

関税率：（例：すけそうだらのすり身（冷凍）（0304.94-010））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	10%	4.2%	6%

ハ. 輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：1,215億円

主な輸入相手国：米国、ロシア、ノルウェー

ニ. 関税減収額

32億円

(2) 検討

イ. 国内産業保護との関係について

いかは、北海道、青森県、長崎県等の全国の広い範囲で水揚げがある。また、すけそうだらは、ほとんどが北海道で漁獲されている。

いかの国内生産は、海水温の変化に伴う漁場の移動や資源量の減少等により、近年不漁が続いている。また、すけそうだら、たら、さばについても、日本の沿岸・沖合漁業の主要水産物であるが、国内生産量は近年低調に推移している。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

いかについては、近年不漁が続く中、令和6年の国内の漁獲高は過去最低となっており、国産価格が上昇している一方で、国内におけるいかの需要は堅調であることから、消費者に対してより安価な輸入品を供給する必要がある。

また、すけそうだら及びたららの漁獲高は近年低調に推移しており、国内需要を国内生産で賄えていない状況にあることから、消費者に対してより安価な輸入品を供給する必要がある。

(参考1) いかの漁獲量：4.9万トン（令和6年）

あかいか（冷凍）の輸入量：0.3万トン（令和6年度）

ヤリイカ等（冷凍）の輸入量：1.0万トン（令和6年度）

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

(参考2) すけそうだらのすり身の輸入量：10.6万トン（令和6年）

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

ハ．国際交渉との関係について

これらの品目については、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との交渉の結果、WTO協定税率の引き下げを行わず、暫定税率によって関税水準を引き下げることで合意した。これらの品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

(3) 改正の方向性

水産物については、国産品だけでは国内需要を賄えないため、より安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ生産者を保護するとともに、水産物を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との交渉による合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率の期限を1年延長することが適当ではないか。

4. 乳製品

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ. 概要

乳製品は、カルシウム等の栄養素や吸収率に優れた食品であり、バター、チーズ、脱脂粉乳、ホエイ等がある。生乳を元に遠心分離により乳脂肪分を分離することでクリーム（生クリームやバターの原料）や脱脂粉乳が製造され、酵素を加えて凝固したものを分離することでチーズの原料やホエイが製造される。乳製品は製品特性上可逆性があるため、脱脂粉乳、バターから、ほぼすべての乳製品を製造することが可能であることから、一部の製品の供給が乳製品全体の需給に影響を及ぼす可能性がある。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数：116 品目

関税率：

（例：バター（0405.10-121））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	35%及び 1,159 円/kg	(枠内) 35% (枠外) 36%及び 290 円/kg	(枠内) 35% (枠外) 29.8%及び 985 円/kg

（例：プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ（0406.90-010））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	35%	無税	29.8%

※一部について国家貿易制度（輸入差益あり）、関税割当制度、売買差額の対象品目。

ハ. 輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：956 億円

主な輸入相手国：ニュージーランド、豪州、シンガポール

ニ. 関税減収額

50 億円

(2) 検討

イ. 国内産業保護との関係について

北海道においては酪農が冷涼・広大な土地を活用できる主要な産業である

一方で、大消費地から遠く、生乳の輸送にコストがかかるため、保存が利く乳製品向け生乳の主たる供給地として発展し、地域経済を支える重要産業として大規模な乳製品工場が集中して立地している。

乳製品は保存が利く一方、輸入品と競合し取引価格が生産コストを下回っているため、再生産が可能となるよう政府が一定の支援を実施している。

バターや脱脂粉乳等については、国産品が輸入品に比較して高価な状況である。

(参考1) 北海道における生乳の仕向け先(令和6年度)

牛乳等向け: 55 万トン(15%)、乳製品向け: 316 万トン(85%)

※出所 牛乳乳製品統計(速報値)

(参考2) 乳価(取引価格)(令和6年度)

牛乳等: 141 円/kg、バター・脱脂粉乳等: 88 円/kg、チーズ: 83 円/kg

※出所 農林水産省畜産局牛乳乳製品課調べ

ロ. 消費者等の利益確保との関係について

生乳の生産・需要は、天候の変動等の影響により不安定化しやすいため、保存性の高い乳製品は需給調整弁の機能を有しており、国産品だけでは国内需要を賄えておらず、安定的に供給する必要がある。

(参考3) 国内の生乳生産量: 737 万トン(令和6年度)

輸入乳製品: 442 万トン(令和6年度)

※出所 農林水産省畜産局牛乳乳製品課調べ

ハ. 国際交渉との関係について

バター、脱脂粉乳等の国家貿易品目については、ウルグアイ・ラウンド合意により、平成7年度以降、輸入枠(カレント・アクセス数量。生乳換算で13.7万トン)を設定している。その他、給食用脱脂粉乳等については、関税割当を設定している。これらの品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

(3) 改正の方向性

乳製品については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生乳生産者を保護すると

ともに、乳製品を消費者に対して安定的に供給する必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率（国家貿易制度、関税割当制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

5. 豆 類

（1）現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ．概要

豆類とは、大豆、落花生及び緑豆を除いたえんどう、小豆及びいんげん豆等の豆類を総称している。本品目は、餡、菓子原料、煮豆等の原料として多岐に渡って使用されている。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数：9品目

関税率：

	基本税率	暫定税率	W T O協定税率
税率	417 円/kg	10%	(枠内) 10% (枠外) 354 円/kg

※関税割当制度の対象品目。

ハ．輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：136 億円

主な輸入相手国：カナダ、中国、ミャンマー

ニ．関税減収額

0 円

（2）検討

イ．国内産業保護との関係について

豆類は、北海道の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物の一つであり、地力を維持し、連作障害を回避する観点から農業経営上重要な位置付けにある。生産性向上のため、耐病性や機械収穫適正に優れる新品種や省力化に資する収穫機等の導入を行い、国際競争力を向上させる取組みを行っているが、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

（参考1）小豆：国産品価格 434 円/kg、輸入品価格 214 円/kg（令和6年度）

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

ロ．消費者等の利益確保との関係について

国産品だけでは国内需要を賄えておらず、餡や菓子等の原料となる本品目を消費者に対して安価に供給する必要がある。

(参考2) 国内生産量(小豆・いんげん): 5.2 万トン(令和6年度)

輸入量(豆類(枠内)): 5.8 万トン(令和6年度)

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票(農林水産省)

ハ．国際交渉との関係について

豆類については、輸入割当品目であったが、ウルグアイ・ラウンド合意により、平成7年度から関税割当制度に移行した。本品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

(3) 改正の方向性

豆類については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ生産者を保護するとともに、これを原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率(関税割当制度)の期限を1年延長することが適当ではないか。

6. 麦及び麦調製品

(1) 現状(恩恵の規模・産業等についての適用実態)

イ．概要

小麦は、主に製粉されて小麦粉になり、その小麦粉を原料として、パン、麺や菓子等が製造される。

大麦は、精麦され、みそや焼酎の原料として使用されている。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数: 76 品目

関税率:

(例: 小麦(飼料用以外のもの)(1001.99-019))

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	65 円/kg	(枠内) 無税 (枠外) 9.8 円/kg	(枠内) 無税 (枠外) 55 円/kg

(例：大麦及び裸麦（飼料用のもの）（1003.90-091））

	基本税率	暫定税率	W T O 協定税率
税率	46 円/kg	(枠内) 無税 (枠外) 10.4 円/kg	(枠内) 無税 (枠外) 39 円/kg

※一部について国家貿易制度（輸入差益あり）、納付金の対象品目。

ハ．輸入額、主な輸入相手国(令和6年度)

輸入額：3,050 億円

主な輸入相手国：カナダ、米国、豪州

ニ．関税減収額

0 円

(2) 検討

イ．国内産業保護との関係について

麦は米に次ぐ我が国の重要な基幹作物であり、小麦は主に北海道において、大麦は北関東、九州北部等において生産されている。生産者においてはブロックローテーション（注）や営農技術及び機械の導入等による生産性向上や増産への取組が進められているが、国産麦は年毎の生産量が安定しておらず、かつ、国産品と輸入品の間で品質面での差別化が図りにくく、輸入麦と厳しい競合関係にある。

（注）「ブロックローテーション」とは、畑作物を水田で作付する際に、一定規模のブロックにまとめ、それらブロックごとに輪換を行うことで生産性を向上させるという生産方式のこと。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

国産の麦及び麦調製品だけでは国内需要を賄えておらず、麦を原料として生産されるパン、麺や菓子等を消費者に対して安価かつ安定的に供給する必要がある。

ハ．国際交渉との関係について

麦及び麦調製品については、ウルグアイ・ラウンド合意により、平成7年度以降、無税の輸入枠（カレント・アクセス数量。小麦：574 万トン、大麦：137 万トン）を設定している。本品目は、現在協議中のW T O ドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

(3) 改正の方向性

麦及び麦調製品については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、また、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ生産者を保護する必要がある。さらに、麦を原料に生産される製品を消費者に対して安価かつ安定的に供給する必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率（国家貿易制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

7. でん粉・コーンスターチ用とうもろこし

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ. 概要

でん粉は、麺類やインスタント食品、片栗粉、ビール等の原料として使用されるほか、糖化用（異性化糖（清涼飲料、調味料の原料）製造の原料等）にも使用される。また、食料品の他にも、製紙、段ボール、建材、医薬品（輸液糖、錠剤）等多くの用途に使用されており、国民生活に不可欠なものである。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数：14品目

関税率：

（例：コーンスターチ用とうもろこし（1005.90-091））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率	無税	50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率

（例：マニオカでん粉（1108.14-010））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	140円/kg	無税	（枠内）25% （枠外）119円/kg

※関税割当制度の対象品目、一部について調整金の対象品目。

ハ. 輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：1,309億円

主な輸入相手国：米国、タイ、ブラジル

ニ. 関税減収額

535億円

(2) 検討

イ. 国内産業保護との関係について

ばれいしょやかんしょは、生食用に加えて、国産でん粉の原料としても使用される。

ばれいしょは北海道の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物の一つであり、地力を維持し、連作障害を回避する観点から農業経営上極めて重要な位置付けにあり、でん粉原料用ばれいしょは、北海道におけるばれいしょの最大の仕向け先となっている。

かんしょは、南九州には稲作に不向きなシラス台地が広く分布している中で、代替のない基幹作物となっている。でん粉原料用かんしょは、生産量の約2割が仕向けられている。

いずれについても生産性向上や省力化のため新品種の導入や工場再編を行い、国際競争力を向上させる取組みを行っているが、国産いもでん粉及びでん粉原料用いも産業は、小規模・零細な事業者や生産者によって営まれていること、また、我が国には国土条件等の制約があることから、国産品は輸入品（コーンスターチ用輸入とうもろこしを原料とするコーンスターチ等）と比較して高価な状況である。そのため、でん粉の価格調整制度の下、内外コスト格差を是正するため、輸入品から調整金を徴収するとともに、これを財源として、でん粉原料用いも生産者及び国産いもでん粉製造事業者に対し交付金を交付することにより、生産者所得の確保及び製造事業者の経営安定を図っている。

(参考1) ばれいしょでん粉：国産品価格 137 円/kg、輸入品価格 138 円/kg（令和5年度）

かんしょでん粉：国産品価格 211 円/kg、輸入品価格 76 円/kg（令和5年度）

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

ロ. 消費者等の利益確保との関係について

国産品だけでは国内需要を賄えておらず、本品目を消費者に対して安価に供給する必要がある。

(参考2) 国内生産量：17 万トン

輸入とうもろこしを原料とするコーンスターチ：207 万トン

輸入でん粉：16 万トン

※令和6でん粉年度見込み

※出所 農林水産省農産局地域作物課調べ

ハ．国際交渉との関係について

コーンスターチ用とうもろこしについては、ウルグアイ・ラウンド合意時の工業用とうもろこしの無税枠に係る日米合意に基づき、一定の関税割当数量が約束されている。また、でん粉については、輸入割当品目であったが、ウルグアイ・ラウンド合意により、平成7年度から関税割当制度に移行した。本品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

(3) 改正の方向性

でん粉・コーンスターチ用とうもろこしについては、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、国産いもでん粉の生産者を保護するとともに、これを原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率（関税割当制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

8. とうもろこし（コーンスターチ用を除く。）

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ．概要

とうもろこしは、飼料用として使用されるほか、酒類、コーンフレーク、コーングリッツの原料に使用されている。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数：3品目

関税率：（例：とうもろこし（単体丸粒）（1005.90-095））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率	無税	50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率

※関税割当制度の対象品目。

ハ．輸入額、主な輸入相手国(令和6年度)

輸入額：154 億円

主な輸入相手国：米国、ブラジル、インド

ニ．関税減収額

52 億円

(2) 検討

イ．国内産業保護との関係について

とうもろこしは、でん粉（コーンスターチ）の原料にもなるため、飼料用等として低関税で輸入されたとうもろこしが、国産いもでん粉と競合するコーンスターチ用に流用された場合、北海道及び南九州の基幹作物である国産いもでん粉の生産者の生産基盤を毀損することが懸念される。そのため、関税割当制度等によって低関税が適用される輸入数量を管理するとともに、コーンスターチの横流れ防止措置を図る必要がある。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

とうもろこしは日本では生産が少なく、国産品だけでは国内需要を賄えておらず、本品目を消費者に対して安価に供給する必要がある。

また、自家配合飼料の原料にも使われており、暫定税率を設定することで、安価に自家配合飼料を製造しようとする畜産経営者に対し、低廉かつ安定的に飼料原料を供給することが可能となる。これにより、飼料費が4～7割を占める畜産経営の生産コストを低減させることにつながり、消費者への安定した価格での畜産物の供給に寄与する。

ハ．国際交渉との関係について

酒類用及びコーンフレーク用とうもろこしについては、ウルグアイ・ラウンド合意時の工業用とうもろこしの無税枠に係る日米合意に基づき、一定の関税割当数量が約束されている。

(3) 改正の方向性

とうもろこし（コーンスターチ用を除く。）については、国内生産が少なく、国内需要を賄えないことに加え、畜産経営の生産コスト低減により、消費者への安定した価格での畜産物の供給に資すること、飼料用等として低関

税で輸入されたとうもろこしが、国産いもでん粉と競合するコーンスターチ用に流用され、国産いもでん粉の生産者の生産基盤を毀損しないよう横流れ防止を図る必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率（関税割当制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

9. 米及び米調製品

（1）現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ．概要

米は、我が国の主食で、国内で唯一自給できる穀物であり、米菓、餅、酒等の原材料としても利用される。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数：38 品目

関税率：（例：精米（1006.30-010））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	402 円/kg	（枠内）無税 （枠外）49 円/kg	（枠内）無税 （枠外）341 円/kg

※一部について国家貿易制度（輸入差益）、納付金の対象品目。

ハ．輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：906 億円

主な輸入相手国：米国、タイ、豪州

ニ．関税減収額

0.3 億円

（2）検討

イ．国内産業保護との関係について

米は我が国の主食で、国内で唯一自給できる穀物であり、食料安全保障上重要な品目である。また、新たな食料・農業・農村基本計画において、国内生産量を2023年の791万トンから2030年に818万トンに増大させる計画とされており、生産性向上のための農地の大区画化やスマート農業技術導入等が進められている。一方で、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

我が国の主食であり、国内で唯一自給できる穀物である米について、国内生産の保護を通じて、食料の安定的な供給につなげる必要がある。

ハ．国際交渉との関係について

米及び米調製品については、ウルグアイ・ラウンド合意により、平成7年度以降、ミニマム・アクセス数量（77万玄米トン）について、無税の輸入枠を設定し、国家貿易により輸入している。本品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

（3）改正の方向性

米及び米調製品については、我が国の主食であり、国内で唯一自給できる穀物として食料安全保障上重要な品目であることから、輸入品が無制限に流入することを防ぎ生産者を保護するとともに、消費者に対して食料を安定的に供給する必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率（国家貿易制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

10. 麦芽

（1）現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ．概要

麦芽とは、麦（通常は二条大麦）の穀粒を発芽させたもので、ビール、ウイスキー等の醸造原料やパン、菓子、飲料の風味付け等に使用される。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数：2品目

関税率：

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	25 円/kg	無税	21.3 円/kg

※関税割当制度の対象品目。

ハ．輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：524 億円

主な輸入相手国：カナダ、英国、豪州

二．関税減収額

14 億円

(2) 検討

イ．国内産業保護との関係について

麦芽の原料であるビール大麦（二条大麦）は、小麦と作期が異なることから、水稻等との二毛作を行いやすく、耕地利用率の向上や作期の分散による担い手の規模拡大が期待できるため、生産者の経営安定や土地利用型農業の活性化を図る上で重要な作物である。

麦芽の原料であるビール大麦については、生産者団体と大手ビール製造会社との契約栽培が行われている。また、大手メーカー、育種専門家及び行政機関が優良品種の育種や品質及び収量の高位安定化を目指して連携している。大麦については、ブロックローテーション（注）や営農技術及び機械の導入等による生産性向上や増産を進めているが、国産麦は年毎の生産量及び品質が安定しておらず、また、外国産と比較して生産コストが高いことから、麦芽についても、国産品は輸入品と比較して高価な状況である。

（注）「ブロックローテーション」とは、畑作物を水田で作付する際に、一定規模のブロックにまとめ、それらブロックごとに輪換を行うことで生産性を向上させるという生産方式のこと。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

国産品だけでは国内需要を賄えておらず、本品目を原料として生産されるビール等を消費者に対して安価に供給する必要がある。

（参考１）輸入量：46.4 万トン（令和 6 年度）

※出所 令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

ハ．国際交渉との関係について

特になし。

(3) 改正の方向性

麦芽については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ生産者を保護するとともに、これを原料として生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要がある。

あることから、引き続き暫定税率（関税割当制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

11. 落花生

（1）現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ．概要

落花生は、バージニアタイプ、バレンシアタイプ、スパニッシュタイプの3通りに分類され、バージニアタイプは子実が大粒であることから、我が国ではこのタイプを大粒種、それ以外のタイプを小粒種と呼ぶことが多い。用途としては、大粒種は主に煎り豆に、小粒種は豆菓子等の加工原料として使用されている。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数：3品目

関税率：

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	726 円/kg	10%	(枠内) 10% (枠外) 617 円/kg

※関税割当制度の対象品目。

ハ．輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：98 億円

主な輸入相手国：中国、米国、ブラジル

ニ．関税減収額

0 円

（2）検討

イ．国内産業保護との関係について

関東地域等の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物の一つであり、地力を維持し、連作障害を回避する観点から、農業経営上極めて重要な位置付けにある。生産性向上のため耐病性や収量性に優れた新品種、また、省力化のため収穫機等の導入を行い、国際競争力を向上させる取組みを行っているが、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

(参考1) 落花生：国産品価格 573 円/kg、輸入品価格 265 円/kg（令和6年度）

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

ロ．消費者等の利益確保との関係について

国産品だけでは国内需要を賄えておらず、バターピーナッツや豆菓子等の原料となる本品目を消費者に対して安価に供給する必要がある。

(参考2) 国内生産量（落花生）：1.5 万トン（令和6年度）

輸入量（落花生）：3.2 万トン（令和6年度）

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

ハ．国際交渉との関係について

落花生については、ウルグアイ・ラウンド合意により、平成7年度から関税割当制度に移行した。本品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

(3) 改正の方向性

落花生については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ生産者を保護するとともに、これを原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率（関税割当制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

12. こんにゃく芋

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ．概要

こんにゃく芋は、多年生の植物で2～3年かけて肥大した地下茎から精粉が作られ、主にこの精粉を原料として、板こんにゃくや糸こんにゃく等が製造されている。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数：1品目

関税率：

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	3,289 円/kg	40%	(枠内) 40% (枠外) 2,796 円/kg

※関税割当制度の対象品目。

ハ．輸入額、主な輸入相手国(令和6年度)

輸入額：0.4 億円

主な輸入相手国：ミャンマー、中国

ニ．関税減収額

0 円

(2) 検討

イ．国内産業保護との関係について

こんにゃく芋は、群馬県をはじめとした北関東の中山間地域等における主要な農産物であり、これを荒粉・精粉へ加工し、こんにゃく製造業者に販売する加工業とともに、地域経済における重要な役割を果たしている。農業機械の導入による労働時間の削減や販売額の増加、また、機械化体系に適しており、製粉歩留まりが高い品種の導入による生産性の向上に関する取り組みを行っているが、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

(参考1) こんにゃく芋：国産品価格 1,750 円/kg、輸入品価格 1,532 円/kg (令和6年度)

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票(農林水産省)

ロ．消費者等の利益確保との関係について

こんにゃく製品の原料となる本品目を安価に供給する必要がある。特に、沖縄においては、従来より、消費されるこんにゃく製品の大部分を輸入されたこんにゃく芋から製造している。

ハ．国際交渉との関係について

こんにゃく芋については、ウルグアイ・ラウンド合意により、平成7年度から関税割当制度に移行した。本品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

(3) 改正の方向性

こんにゃく芋については、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生産者を保護するとともに、これを原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率（関税割当制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

13. 砂糖及び加糖調製品

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ. 概要

砂糖は、国民の摂取カロリー全体の約8%を占める重要品目とされ、菓子以外にも飲料、パンなど様々な用途に仕向けられ、これらの加工食品の原料として欠かせない品目とされている。

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉や粉乳等を混合したものであり、砂糖の含有率が高く、砂糖と競合する物品である。例えば、砂糖とココア粉を混合したココア調製品はチョコレート菓子の原料等、砂糖と粉乳を混合した粉乳調製品はアイスクリームの原料等として使用される。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数：24品目

関税率：

（例：砂糖（2106.90-221））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率	24.6%又は13.3円/kgのうちいずれか高い税率	52.5%又は49.7円/kgのうちいずれか高い税率

（例：加糖調製品（1901.90-219））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	35%	21.2%	29.8%

※調整金の対象品目。

ハ. 輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：815億円

主な輸入相手国：韓国、タイ、シンガポール

ニ．関税減収額

3 億円

ホ．改正減収額

4 億円

(2) 検討

イ．国内産業保護との関係について

砂糖は、国民生活上なくてはならない基礎的食料に位置づけられ、砂糖の原料となる甘味資源作物であるさとうきびは、沖縄県・鹿児島県南西諸島において、他の作物に代替不可能な基幹的作物であり、また北海道のてん菜は、地力確保のために不可欠な輪作体系を支える重要な作物であり、産地の製糖工場とともに地域の雇用・経済を支える重要な役割を果たしている。

一方、我が国には国土条件等の制約から、国産品と輸入品には大きな内外価格差が存在するため、糖価調整制度により、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで、砂糖の安定供給を確保している。

加糖調製品については、平成 2 年の輸入自由化以降、その輸入量は増加傾向にあり、また、国産の砂糖に対して価格優位性を有していたところ、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）において関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に影響が生じることが懸念されたことから、総合的な TPP 等関連政策大綱（平成 29 年 11 月 24 日 TPP 等総合対策本部決定）に基づき、CPTPP 発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加された。

当該調整金により、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として価格差が存在している状況にある。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与

する必要がある。なお、糖価調整制度による調整金を原資とした価格調整を通じ、国産の砂糖価格を抑制している。

ハ．国際交渉との関係について

砂糖及び加糖調製品については、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

（３）改正の方向性

加糖調製品のうち段階的にCPTPP税率が引き下げられる５品目については、農林水産省から、加糖調製品に係る調整金収入の拡大を可能にし、加糖調製品と国産の砂糖との価格差を更に縮小するため、令和８年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえた、暫定税率の引下げを求める改正要望が提出されたところである。

加糖調製品に係る調整金を拡大する必要性の有無については、糖価調整制度の目的を踏まえ、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等を基に検討する必要がある。

（参考１）糖価調整制度は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としている。

まず、①加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で縮小しているものの依然として認められる。

②輸入量については、異常気象などを背景としたカカオ豆の需給逼迫・価格高騰等の一時的な要因により減少傾向にあったが、直近では増加に転じていることに加え、③CPTPPの枠内税率の引下げや枠数量の拡大等に伴い、枠内での輸入量が増加していることから、今後長期的に加糖調製品全体の輸入量が増加していく可能性も否定できない。

また、④生産者において、甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等の取組が行われている。

さらに、⑤暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により、国産の砂糖の価格が抑制され、消費者の利益に寄与してい

ると評価できる。

これらを総合的に勘案すると、加糖調製品のうち5品目について、令和8年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当であると考えられる。

なお、令和9年度以降の暫定税率の設定においては、当該物資を所管する農林水産省に対して、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、検証及び本分科会への報告を求めるとともに、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその在り方の実現に向けた具体的取組の進捗等についても明らかにすることを求める必要があると考えられる。

砂糖及び加糖調製品については、国内産糖の安定的な供給の確保を図るとともに、本品目や本品目を原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があることから、引き続き暫定税率の期限を1年延長することが適当ではないか。

また、上記の検討を踏まえ、加糖調製品のうち5品目について、国際約束である令和8年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当ではないか。

14. トマトピューレー及びトマトペースト

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ. 概要

トマトピューレー及びトマトペーストは、トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし皮、種子等を除去した後濃縮したものであり、加工用トマトから製造され、トマトジュース、トマトケチャップ及びトマトソース等の原料として使用される。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数：1品目

関税率：

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	20%	無税	16%

※関税割当制度の対象品目。

ハ．輸入額、主な輸入相手国(令和6年度)

輸入額：18億円

主な輸入相手国：中国、トルコ、ウクライナ

ニ．関税減収額

3億円

(2) 検討

イ．国内産業保護との関係について

国産加工用トマトは、農家と加工品製造事業者との契約栽培が行われており、茨城県、長野県、北海道を中心に比較的冷涼な地域で生産され、夏期における安定した収入が見込まれる作物として農家経営の安定に寄与している。

トマト加工品製造事業者は、契約栽培農家の拡大を進めるとともに、収穫機械の普及に取り組んでいるものの、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

(参考1) トマトケチャップ：国産品価格 578 円/kg、輸入品価格 234 円/kg (令和6年度)

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

ロ．消費者等の利益確保との関係について

国産品だけでは国内需要を賄えておらず、トマトケチャップ・ソース等の原料となる本品目を安価に供給する必要がある。

(参考2) 国内生産量（加工用トマト）：2.7万トン（令和5年度）

輸入量（トマトピューレー・トマトペースト）：0.8万トン（令和6年度）

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

ハ．国際交渉との関係について

特になし。

(3) 改正の方向性

トマトピューレー及びトマトペーストについては、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ生産者を保護するとともに、これを原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があることから、引き続き暫定税率（関税割当制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

15. パイナップル缶詰

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ. 概要

パイナップルは、熱帯地方に多く栽培される植物で、果肉は黄色又は黄白色で多汁、甘酸適度で爽快感を持っている。調製品として缶詰に使用される。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数：2品目

関税率：

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	39 円/kg	無税	33 円/kg

※関税割当制度の対象品目。

ハ. 輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：62 億円

主な輸入相手国：フィリピン、タイ、インドネシア

ニ. 関税減収額

9 億円

(2) 検討

イ. 国内産業保護との関係について

パイナップルは、沖縄本島北部の強酸性土壌に適した数少ない作物であり、本島北部、石垣島等で栽培され沖縄農業の基幹作物の一つであるとともに、缶詰等の加工産業も含めた地域経済において重要な位置を占めている。

国内においては、パイナップル栽培の省力化、土壌の改良、優良種苗の増殖普及等による単収の向上、品質の改善を図り生産性の向上が進められてい

るものの、タイなどの主要輸出国との生産コスト等の格差により、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。また、本品目は関税割当制度において、国産品の購入を条件に輸入品の割当てを実施し、国産品の安定的な供給を行っている。

(参考１) 国産品 (パイナップル缶詰) : 350 円/3 号缶当たり (令和 6 年度)

輸入品 (パイナップル缶詰) : 132 円/3 号缶当たり (令和 6 年度)

※出所 令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票 (農林水産省)

ロ. 消費者等の利益確保との関係について

国産品は高価であり、また、国産品だけでは国内需要を満たせないことから、消費者に対して安価な輸入品の供給を確保する必要がある。

ハ. 国際交渉との関係について

輸入割当品目であったが、日米合意に基づき、平成 2 年に輸入自由化され、関税割当制度に移行した。

(3) 改正の方向性

パイナップル缶詰については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぐ一方で、国産品の購入を条件に輸入品の割当てを実施することにより、生産者を保護するとともに、安価な輸入品を消費者に対して供給する必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率 (関税割当制度) の期限を 1 年延長することが適当ではないか。

16. エタノールのうちバイオマスから製造したものであって、エチルターシャリーブチルエーテル (ETBE) の製造の用に供するもの (以下「バイオエタノール」という。)・エチルターシャリーブチルエーテル (ETBE) のうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの (以下「バイオ ETBE」という。)

(1) 現状 (恩恵の規模・産業等についての適用実態)

イ. 概要

バイオエタノールとは、サトウキビ等の有機資源であるバイオマスを原料に、発酵、蒸留させて作られるエタノールであり、ガソリンに混ぜ合わせて

使用することで、自動車からの二酸化炭素の排出を減らすことができる。

バイオE T B Eとは、バイオエタノールと、ガソリンの精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物であり、エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、ガソリンになじみやすい性質を持っている。バイオエタノールは添加剤である当該E T B Eに加工されて混合される。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数：2品目

関税率：

(バイオエタノール (2207.10-191))

	基本税率	暫定税率	W T O協定税率
税率	10%	無税	27.2%

(バイオE T B E (2909.19-010))

	基本税率	暫定税率	W T O協定税率
税率	4.6%	無税	3.1%

ハ．輸入額、主な輸入相手国(令和6年度)

輸入額：2,216億円

主な輸入相手国：米国、ブラジル

ニ．関税減収額

71億円

(2) 検討

イ．国内産業保護との関係について

バイオエタノールについては、国内では商用規模の生産が行われていないことから、主にブラジルからの輸入に依存している。バイオE T B Eについて、① バイオエタノールを輸入して国内でバイオE T B Eに合成する形態と、② 海外で合成されたバイオE T B Eを直接輸入する形態の2種類存在しており、後者②の場合、米国から輸入を行っている。

一方、輸入に依存している状況等を踏まえ、経済産業省において、非食料資源を原料とする次世代バイオエタノールの導入促進策として、国内事業者による商業生産に向けてインセンティブを付与する取組等(注)を行っている。

る。

(注)「エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準」(経済産業大臣告示)において、「2023 年度から 2027 年度までの 5 年間の石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量の総計は、各年度ごとに原油に換算した量で 50 万 k l とする」とされているところ、2028 年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量を 1 万 k l/年とし、次世代バイオエタノールの利用料を実導入量の 2 倍にカウントできることとしている。

(参考 1) バイオエタノール 輸入量：4.6 万 k l (令和 6 年度)

バイオ E T B E 輸入量：183.4 万 k l (令和 6 年度)

※出所 令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票(経済産業省)

ロ. 消費者等の利益確保との関係について

エネルギー基本計画(令和 7 年 2 月)において、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、ガソリンについて 2030 年度までにバイオエタノールの最大濃度 10%の低炭素ガソリンの供給開始を目指し、2040 年度から最大濃度 20%の低炭素ガソリンの供給開始を追求するとされているところであり、低炭素ガソリンの市場価格を押し下げ、利用者負担を低減することで、普及を促進する必要がある。

ハ. 国際交渉との関係について

特になし。

(3) 改正の方向性

バイオエタノール(バイオ E T B E 製造用)、バイオ E T B E については、国内では商用規模の生産が行われていないが、ガソリンについては 2030 年度までにバイオエタノールの最大濃度 10%の低炭素ガソリンの供給開始を目指し、2040 年度から最大濃度 20%の低炭素ガソリンの供給開始を追求するとされているところ、今後国産化が実現された場合には、海外への輸入依存度を低減することが可能となることから、引き続き暫定税率の期限を 1 年延長することが適当ではないか。

17. 紙巻たばこ

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ. 概要

刻んだたばこ（植物）の葉を紙で巻いてあるたばこであり、吸い口の部分にニコチン、タールなどを吸収するフィルターがついたものが主流である。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数：1 品目

関税率：

	基本税率	暫定税率	W T O 協定税率
税率	8.5%及び 290.7 円 /1,000 本	無税	8.5%及び 290.7 円 /1,000 本

ハ. 輸入額、主な輸入相手国（令和 6 年度）

輸入額：1,674 億円

主な輸入相手国：インドネシア、韓国、セルビア

ニ. 関税減収額

228 億円

(2) 検討

イ. 国内産業保護との関係について

たばこ事業法において日本たばこ産業株式会社（J T）による国内での製造独占が規定されており、紙巻たばこの原料として生産された国産葉たばこは、同法において、同社による実質的な全量買取りが義務付けられている。

紙巻たばこの原料となる国産葉たばこは、東北・九州地方の中山間地でも栽培が可能であり地域によっては主産品となっている。生産コスト削減等の取組を行っているものの、乾燥作業等により、他作物に比べ時間労働を要し、人件費が高い我が国では労働費が嵩み価格面での国際競争力が乏しい。葉たばこ農家を含む我が国たばこ産業の保護のため、J Tによる国内葉たばこの実質的な全量買取りと同社の競争力確保のための同社による紙巻きたばこの製造独占が必要な状況である。

(参考 1) 国内生産量 (紙巻たばこ) : 509 億本 (令和 6 年度 (推定))

輸入量 (紙巻たばこ) : 319 億本 (令和 6 年度)

※出所 令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票 (財務省)

ロ. 消費者等の利益確保との関係について

特になし。

ハ. 国際交渉との関係について

昭和 61 年の日米たばこ協議の合意に基づき、紙巻たばこの暫定税率を無税とする一方で、J T による紙巻たばこの製造独占及び国産葉たばこの実質的な全量買取りを行っている。

(3) 改正の方向性

紙巻たばこについては、日米たばこ協議に基づき暫定税率を無税とする一方で、日本たばこ産業株式会社による紙巻たばこの製造独占及び国産葉たばこの実質的な全量買取りを維持することで、葉たばこ農家を含む我が国たばこ産業を保護する必要があることから、引き続き暫定税率の期限を 1 年延長することが適当ではないか。

18. 石油化学製品製造用揮発油 (ナフサ)、灯油及び軽油 (以下「揮発油等」という。)

(1) 現状 (恩恵の規模・産業等についての適用実態)

イ. 概要

石油化学製品製造用に使用される揮発油等は、原油の連産品である。原油から揮発油 (ガソリン、ナフサ)、灯油、軽油、重油等を精製し、そのうち揮発油等を原料として、エチレン、プロピレン、ベンゼン等の基礎化学製品を製造、その後、プラスチック、合成繊維、合成ゴム、塗料、合成洗剤及び薬品等が製造され自動車、先進電子機器、建設等のインフラ等の様々な産業に利用されている。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数 : 8 品目

関税率：（例：石油化学製品製造用揮発油（2710.12-181））

	基本税率	暫定税率	W T O 協定税率
税率	934 円/kl	無税	—

（参考１）石油化学製品製造用揮発油の関税については、昭和 39 年度に基本税率より低率の暫定税率を設定。灯油・軽油については、技術進歩により石油化学製品製造用に使用が可能となったことから、平成 16 年度に暫定税率を設定。その後、平成 18 年度改正において原油関税の無税化を受け、石油化学製品製造用揮発油等については不足分を輸入に依存するという構造であること等の理由から、国際競争力を維持し、状況に応じ引き上げ等の適切な対応をとるため暫定税率で無税を設定。

ハ．輸入額、主な輸入相手国（令和 6 年度）

輸入額：1 兆 5,102 億円

主な輸入相手国：アラブ首長国連邦、クウェート、カタール

ニ．関税減収額

150 億円

ホ．基本税率無税化した場合の改正減収額

0 円

（２）検討

イ．国内産業保護との関係について

揮発油等は、国内において原油から精製する際の連産品であり、川上の石油精製企業と川下の石油化学企業の間はパイプラインを通じて引き取る形となっており、生産工程が同一地域内で完結する体系が構築されている。石油化学企業は需要動向を踏まえた生産設備の集約や、統合運営による生産体制の最適化、石油化学製品の高付加価値化等に取り組んできているが、海外との激しい競争に晒されており、例えば、エチレン（揮発油等から製造される石油化学製品）のプラント稼働率は低い状況であり、我が国における汎用的な石油化学製品の輸出額は減少傾向にある。なお、国産の石油化学製品製造用揮発油等は輸入品より優先して引き取られており、国際市況価格に連動することから内外価格差は生じていない状況である。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

石油化学製品製造用揮発油等の国内生産はあるが、国内の精製量は精製プ

ラントの定期修理やガソリン需要等によって増減し、国産品だけでは需要を賄えず、不足分を輸入する構造となっている。石油化学製品製造用揮発油等は、様々な産業に利用される製品の原料であり、これらを消費者に対して安価に供給する必要がある。

(参考 1) 石油化学製品製造用揮発油

国内生産量：12,888 千 kl (令和 6 年度)

輸入量：20,522 千 kl (令和 6 年度)

※出所 資源・エネルギー統計 (経済産業省)

令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票 (経済産業省)

ハ. 国際交渉との関係について

特になし。

(3) 改正の方向性

経済産業省からは、諸外国において石油化学製品の生産能力の増強に向けた動きが進展しており、我が国の石油化学産業は海外との激しい競争に晒されていること等から、原料である石油化学製品製造用揮発油等の関税引き上げの必要性は長期的に見込まれないため、基本税率での無税化を求める改正要望が提出されたところである (注)。

(注) 平成 30 年度関税改正時に経済産業省から同様の要望が提出されたが、関税分科会において「今後の北米や中国における化学製品プラントの供給能力・実績等を踏まえ、国内の石油化学産業への影響を検証していく必要」があると整理された。

揮発油等から製造される主要な石油化学製品であるエチレンについては、中国を筆頭に、北米、中東等において、生産設備の新設の計画があり生産能力の増加が見込まれている。特に中国では、2015 年は 2 千 1 百万トン/年だったものが、2023 年は 5 千万トン/年まで増加し、2028 年には 7 千万トン/年を超える見込みである。そうした状況を受け、中国へ輸出できなくなった韓国等の石油化学製品がアジア市場に流れ、我が国からの汎用的な石油化学製品の輸出額が減少する等の影響が出ているところである。

石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油については、国産品だけでは、国内需要を賄えず不足分を輸入する構造となっており、また、内外価格差は

生じていない。他方、諸外国においては石油化学製品の生産能力増強に向けた動きが進展し、我が国からの汎用的な石油化学製品の輸出量が減少する等の影響が出始めている。こうした状況の下、我が国の石油化学産業の川上であり揮発油等を精製する石油精製企業と、厳しい競争環境に晒されている川下の石油化学企業の国内産業保護の観点及び様々な産業に利用される製品の原料であり、製品を安価に供給するという消費者等の利益確保の観点から、石油化学製品の原料である石油化学製品製造用揮発油等の関税率を無税とする必要性が中長期的に継続すると見込まれる。以上のことから、暫定税率を廃止し、基本税率により無税の水準を維持することが適当ではないか。

19. リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート（以下「L i B O B」という。）

（１）現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ．概要

L i B O Bは電気自動車等に使用されるリチウムイオン電池（L I B）用の電解液に使用される添加剤であり、L I Bの寿命と出力を向上させる効果を持つ化学品である。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数：１品目

関税率：

	基本税率	暫定税率	W T O協定税率
税率	4.6%	無税	3.1%

ハ．輸入額、主な輸入相手国（令和６年度）

輸入額：輸入者数が僅少のため非公表

主な輸入相手国：中国、韓国

ニ．関税減収額

0.1 億円

（２）検討

イ．国内産業保護との関係について

我が国はリチウムの産出国ではなく、当該品目の主な原料である水酸化リチウム、炭酸リチウム及びホウ酸のいずれも全量を輸入しているため、仮に

国内生産を行ったとしても、コストの観点で他国に対する競争力を確立することは困難な状況にある。そのため、現時点で本品目の国内生産は行われていない。他方、L I Bを含む蓄電池のサプライチェーンに係る物資については、安定的な供給の確保が必要である。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

我が国においては、国際公約である「2050 年カーボンニュートラル実現（注1）」、「2035 年までに新車乗用車で電動車 100%を実現（注2）」といった目標が掲げられており、それらの達成に向け、自動車産業において本品目は引き続き高い国内需要が見込まれる。そのため、仕入れに係るコストを低減し、L I Bを製造又は使用する国内産業の競争力強化を図る必要がある。

（注1）第 203 回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説より

（注2）2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略より

ハ．国際交渉との関係について

特になし。

（3）改正の方向性

リチウム＝ビス（オキサト）ボラート（L i B O B）については、現在当該品目の国内生産者は存在せず、当分の間は国産化の可能性が低いことから、引き続き全量を輸入する状況が続くと予想される一方で、代替品の開発・生産支援を将来的に行う可能性も含めて、リチウムイオン電池関連サプライチェーンの将来的な展開をよく見極める必要があることから、引き続き暫定税率の期限を1年延長することが適当ではないか。

20. エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したポリエチレン（以下「バイオポリエチレン」という。）

（1）現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ．概要

バイオポリエチレンは、植物等の再生可能な有機資源であるバイオマスを原料とするプラスチックの代表的なものであり、ゴミ袋やラップフィルム等に使用される。バイオポリエチレンの生産及び処分による二酸化炭素排出量は、石油由来のポリエチレンの二酸化炭素排出量よりも約 70%少ないとい

う試算があり、二酸化炭素排出量削減に有効な手段として使用されている。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数：5品目

関税率：(例：バイオポリエチレン (3901.10-061))

	基本税率	暫定税率	W T O協定税率
税率	22.4 円/kg	無税	6.5%

ハ．輸入額、主な輸入相手国(令和6年度)

輸入額：14 億円

主な輸入相手国：ブラジル

ニ．関税減収額

7 億円

(2) 検討

イ．国内産業保護との関係について

我が国においては、バイオポリエチレンの原材料となるバイオエタノール（サトウキビ・トウモロコシ由来）の多量かつ安定的な確保が困難であり、また、バイオエタノールからバイオポリエチレンを製造するための設備投資やその工程のコストが高いため、国内におけるバイオポリエチレンの商業生産は存在しない状態である。

そうした中で、バイオマスプラスチックの国内生産を実現するために経済産業省により技術開発に寄与する施策が講じられてきているところである。

ロ．消費者等の利益確保との関係について

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）、第五次循環型形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）において、二酸化炭素を削減する具体的施策の一つとして、令和12年度までにバイオマスプラスチックを約200 万 t 導入することを目標として掲げ、バイオマスプラスチック類の普及を促進しているところであり、バイオポリエチレンを原料とした関連製品の市場価格を押し下げ、利用者負担を低減することで、普及を促進する必要がある。

(参考1) バイオポリエチレン 輸入量:4.4 万トン 輸入額:約 167 億円(令和6年度)

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（経済産業省）

ハ．国際交渉との関係について

特になし。

(3) 改正の方向性

バイオポリエチレンについては、現在国内において商業生産はない状態であるが、二酸化炭素を削減する具体的施策として、バイオマスプラスチックの導入目標が掲げられ、経済産業省による技術開発の施策も講じられているところ、今後バイオポリエチレンについて国産化される可能性があることから、引き続き暫定税率の期限を1年延長することが適当ではないか。

21. 皮革・革靴

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ．概要

皮革とは、牛、または馬等の皮を、なめし剤で耐熱性等が安定的に得られるまで処理したものや、その後染色・塗装等の工程を経たものを指す。革靴は、甲又はその一部が革製の履物であり、スリッパ等は除く。

ロ．設定品目数、関税率

設定品目数：51 品目

関税率：

（例：牛革（染着色）（4107.91-211））

	基本税率	暫定税率	W T O 協定税率
税率	60%	13.3%	(枠内) 13.3% (枠外) 30%

（例：革靴（6403.99-013））

	基本税率	暫定税率	W T O 協定税率
税率	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率	21.6%	(枠内) 21.6% (枠外) 30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率

※関税割当制度の対象品目

ハ．輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：

（皮革）4億円

主な輸入相手国：米国、イタリア、ポーランド

（革靴）166 億円

主な輸入相手国：イタリア、ベトナム、米国

ニ．関税減収額

0 円

（２）検討

イ．国内産業保護との関係について

国内の皮革産業及びその最大のユーザーである革靴産業は、中小・小規模事業者が大部分を占め、経営基盤は極めて脆弱であり、国際競争力も乏しい。また、輸入品については、近年、欧州、中国からの輸入に加え、カンボジア、バングラデシュ等の L D C（後発開発途上国）諸国からの無税による低価格のものが国内シェアを伸ばしている状況である。

経済産業省は、国内皮革産業の持続的発展や国際競争力の強化に向けて、国内皮革産業のあるべき姿と行動目標・ロードマップを 2025 年 4 月に公表し、消費者や社会のニーズを踏まえた高付加価値製品の開発や、皮革関連産業のバリューチェーン全体での取組を支援する等、2032 年頃までの行動目標を掲げ、官民一体となり、2040 年頃のあるべき姿の実現に向かって取り組んでいくこととしている。

（参考 1）輸入量 牛馬革（染着色）：105 億円（令和 6 年度）

革靴：1328 億円（令和 6 年度）

※出所 令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（経済産業省）

ロ．消費者等の利益確保との関係について

革製品や輸入革靴の材料となる本品目を安価に供給する必要がある。

ハ．国際交渉との関係について

本品目は、輸入割当品目であったが、ガット理事会における勧告を踏まえた措置を踏まえ、革については国内なめし革製造業者の保護を図りつつ、革製造業者に革を安定的に供給するため、また、革靴については国内革靴製造業者の保護を図りつつ消費者に革靴を安定的に供給するために、昭和 61 年度より関税割当制度を導入している。

(3) 改正の方向性

皮革・革靴については、国内皮革産業の持続的発展や国際競争力の強化に向けて、経済産業省による支援が行われているものの、現在、国内の皮革産業及び革靴産業は、国際競争力に乏しい状況であるところ、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ生産者を保護するとともに、輸入皮革を原料に生産される製品や輸入革靴を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率（関税割当制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

22. 繭、生糸

(1) 現状（恩恵の規模・産業等についての適用実態）

イ. 概要

繭は、家蚕が蛹になるときに、糸条の絹タンパクを吐きながら体の外側に形成した包被で、主に生糸の原料となる。生糸は、家蚕の繭糸を何本か抱合させて1本の糸条にしたもので、主な用途は、着物等の衣服であり、寝具、インテリア、工芸品、食品、化粧品、医療用資材等にも使用される。

ロ. 設定品目数、関税率

設定品目数：2品目

関税率：

（繭（5001.00-010））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	2,968 円/kg	無税	(枠内) 140 円/kg (枠外) 2,523 円/kg

（生糸（5002.00-217））

	基本税率	暫定税率	WTO協定税率
税率	8,209 円/kg	無税	(枠内) 7.5% (枠外) 6,978 円/kg

※関税割当制度の対象品目

ハ. 輸入額、主な輸入相手国（令和6年度）

輸入額：17 億円

主な輸入相手国：中国、ブラジル、タイ

ニ. 関税減収額

1 億円

(2) 検討

イ. 国内産業保護との関係について

現在、養蚕は関東、東北地方を中心に小規模な産地が残るのみであり、群馬県が繭生産量の約4割を占める状況である。輸入品よりも高価な国産品が、消費者に選ばれるようにするため、養蚕農家や製糸業者（川上）と絹織物業者や流通業者等（川下）が提携した純国産絹製品づくり及びブランド化の取組が進められている。また、和装以外の新たな需要として、繊維用途（ウォッシュابلシルク、ウィッグ等）、非繊維用途（化粧品、食用のシルクパウダー等）の開発・製品化が行われており、これらの取組によるシルクの需要拡大を図っている。

ロ. 消費者等の利益確保との関係について

着物等の衣服や化粧品等の原料となる輸入繭・生糸を消費者に対して安価に供給する必要がある。

（参考1）輸入量（繭）：1.4トン 輸入額（繭）：6百万円（令和6年度）

輸入量（生糸）：153トン 輸入額（生糸）：1,728百万円（令和6年度）

※出所 令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

ハ. 国際交渉との関係について

繭については、ウルグアイ・ラウンド合意により、平成7年度から関税割当制度に移行した（生糸については、平成20年度に国家貿易制度から関税割当制度に移行）。これらの品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉等の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

(3) 改正の方向性

繭・生糸については、国産品だけでは国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ生産者を保護するとともに、本品目や本品目を原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、国際的な合意を履行する必要があることから、引き続き暫定税率（関税割当制度）の期限を1年延長することが適当ではないか。

(別紙 1) 暫定税率を延長する品目

	品名 (品目数)	輸入額	関税減収規模 (注)	調整金 等対象	関割 等対象	SSG 等対象
1	牛肉 (6 品目)	4,678 億円	6 億円			○
2	豚肉 (41 品目)	6,710 億円	0.3 億円			○
3	水産物 (6 品目)	1,215 億円	32 億円			
4	乳製品 (116 品目)	956 億円	50 億円	○	○	○
5	豆類 (9 品目)	136 億円	0 円		○	○
6	麦及び麦調製品 (76 品目)	3,050 億円	0 円	○	○	○
7	でん粉・コーンスターチ用とうもろ こし (14 品目)	1,309 億円	535 億円	○	○	○
8	とうもろこし (コーンスターチ用を 除く。) (3 品目)	154 億円	52 億円		○	
9	米及び米調製品 (38 品目)	906 億円	0.3 億円	○	○	○
10	麦芽 (2 品目)	524 億円	14 億円		○	
11	落花生 (3 品目)	98 億円	0 円		○	○
12	こんにゃく芋 (1 品目)	0.4 億円	0 円		○	○
13	砂糖及び加糖調製品 (24 品目)	815 億円	3 億円	○		
14	トマトピューレー及びトマトペー スト (1 品目)	18 億円	3 億円		○	
15	パイナップル缶詰 (2 品目)	62 億円	9 億円		○	
16	バイオエタノール・バイオ E T B E (2 品目)	2,216 億円	71 億円			
17	紙巻たばこ (1 品目)	1,674 億円	228 億円			
19	L i B O B (1 品目)	輸入者僅少につ き非公表	0.1 億円			
20	バイオポリエチレン (5 品目)	14 億円	7 億円			
21	皮革・革靴 (51 品目)	170 億円	0 円		○	
22	繭、生糸 (2 品目)	17 億円	1 億円		○	○
合計		約 2 兆 5,000 億円	1,012 億円			

(注) 令和 6 年度の輸入額又は輸入量につき、仮に W T O 協定税率や E P A 税率等が適用された場合の関税収入額と暫定税率が適用された関税収入額の差額を機械的に算出したもの。暫定税率以外の税率が適用されることとなった場合の輸入数量及び金額の変動は考慮していない。なお、調整金、納付金及び売買差額のあるものについては、それらを考慮し算出。

(別紙2) 基本税率化する品目

	品名 (品目数)	輸入額	関税減収規模 (注)
18	石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油 (8品目)	1兆5,102億円	150億円

(注) 令和6年度の輸入額又は輸入量につき、仮にWTO協定税率やEPA税率等が適用された場合の関税収入額と暫定税率が適用された関税収入額の差額を機械的に算出したもの。暫定税率以外の税率が適用されることとなった場合の輸入数量及び金額の変動は考慮していない。

2 特別緊急関税制度の取扱い

1. 経 緯

特別緊急関税制度（Special Safeguard：S S G）とは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置に伴う輸入急増時等の安全弁として、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に、それぞれ関税率の引上げを行うものである。

S S Gについては、適用期間を1年として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

令和8年3月31日にS S Gの適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

2. 検 討

S S Gは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償に、農産品の輸入急増時等の安全弁として設けられた制度であることから、国際交渉の状況等を踏まえて検討を行う必要がある。

S S Gに係る品目は、現在協議中のW T Oドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（E P A）等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、本制度についても適用期間を1年延長することが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

S S Gについて、適用期間を1年延長することが適当ではないか。